

Title	米國政黨の起原
Sub Title	
Author	恒松, 安夫(Tsunematsu Yasuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.2 (1923. 2) ,p.69(229)- 80(240)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0069">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0069</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 米國政黨の起原

一七七六年の獨立宣言によつて合衆國は永久に英國の搾取政策から脱れることが出来た。新に獨立した合衆國の國民が、專制政治を蛇蝎視したのも、決して無理からぬことであつた。(註二) 新興國の遭遇した最初の難關は、如何なる組織の下に主權の所在を決定すべきかの大問題であつた。君主制や嫌ふことに於ては何人も一致した、されど問題はそれ以外の中央集權を可となすものと、諸州分權を可となすものとに分かれた。一七八七年フライデルフィアに開催せられたる憲法協議會に於て、この權力の求心的傾向と遠心的傾向とは、著しくその兆を現はしてゐた。されど、この傾向が最も著しく表面に現はれて來たのは、憲法の批准を行はんがために召集せられたる、各州の協議會に於てであつた。諸州分權派の所説は、各市民

の自由を確保し、諸州に對しては、外交並に國防のことを除いて、立法司法行政の獨立權を附與せんとするに在り、これに反して中央集權派は、大規模なる聯邦の中央權力を設立せんとするに在つた。とは云へ、かかる相異なる二つの傾向は、未だ政黨を組織する迄には至らなかつたが、合衆國の組織が完成し、その政治機關が運轉し始めてから後に興つた兩政黨の根本主義が、この兩傾向に根據を置いてゐたことは明である。それ故、アメリカ合衆國の政黨の歴史は、その淵源を、一七八七年の憲法協議會に發するといふことができる。(註三)

憲法協議會が遭遇した幾多の暗礁中、特に著しきものは、各州が悉く他州に對して一種の誤解と偏見とを藏し、これがために動もすれば各州は、

協調を危殆に陥れやうとした點に在つた。國會の編成に於て、下院は各州の人口に比例して議員數を決定し、上院は州の大小人口の多寡に拘らず、各州二名宛の議員を選出することゝなし、前者によつては大州の小州に對する、後者によつては小

州の大州に對する勢力の均衡を得しめたる妙案も諸州相互の妬視が產んだ結果に他ならない。諸州が互に分離的傾向を有した一面の理由として、各州は後には同じ英國の殖民地とはなつたが、その創立に於て、或は時代を異にし、或は宗教を異にし、或は統治の形式を異にし、或は經濟上の利害關係を異にしてゐた。然しながら此等の諸原因に加ふるに、更に有力なる原因としては、國民の政治的利害觀念の相違があつた。各州の憲法協議會に於て、大多數の差を以つて異議なく憲法の批准を可決したものは、比較的小州に多かつた。何故なれば彼等は、新憲法が小州の權利を尊重してゐること、見做したからであつた。例へばベンシルヴニア、マサチューセッツ、ヴァージニア、メリーランド、兩カロライナ等の諸州の如き、反對論の喧囂

を極めた諸州は、新憲法が州の權力を蹂躪してゐると見做した。彼等の中には、或はその州の有力者に説服されて、或は不満足なる點に修正を加ふべしとの條件つき等によつて批准を可決したものもあつた。(註三)

新憲法は規定されたる三分の二の州、即ち、九州の批准を経て一七八九年三月四日、愈々成立を見るに至つた。斯くて第一代の大統領にはジョージ・ワシントン (George Washington) の就任を見、彼のもとに合衆國最初の内閣が組織せられた。その閣員は國務卿に當時駐佛大使たりしトーマス・ジエファーソン (Thomas Jefferson) が、大藏卿にはアレキサンダー・ハミルトン (Alexander Hamilton) が、陸軍卿にはヘンリー・ノックス (Henry Knox) が、任命された。この新政府が最初に解決すべき問題は、財政上の問題であつた。時局は將にハミルトンをして、彼の天稟の財政的手腕を振はしむべき絶好の機會であつた。當時ハミルトンが議會に於てなした報告 (一七九〇年一月十四日) によれば、合衆國の國債は五千四百萬

弗あつて、その中一千二百萬弗は外國主として佛蘭西より借入れたものであつて、他は國內の債務であつた。今日とは異り、獨立して幾年も經ず、戰爭のために巨額の國帑を費し國力疲弊せる、當時の合衆國に取りては、五千四百萬弗といふ金は頗る大金であつた。然も、諸州は英國と戰ふために自費を以つて軍隊を送り、それがために巨額の負債を遺すこととなつた。而して、その一部分は既に償還を了してゐたけれども、未だ償還を了せざるもの、總計二千百萬弗以上に達した。此等の州債を國債に合併して、諸州の負擔を輕減せんとするのが、ハミルトンの意見であつた。彼は、州債は國家の共同の防禦のために募集されたるものなれば、國民全體が之を支拂ふべきであつて、これを國債に合併する時は、聯邦の基礎を彌々強固ならしむる絆となり、且つ各種各様の價值を有する巨額の證券を、市場より一掃する時は、アメリカの證券に對する信用を確保し得べしと信じた。此に對して、二つの反対が生れた。一つは、既に償還せる州債の額は、州によつて相違せるが故に、

これを悉く國債に合併する時は、不公平を招致するの故を以つてし、(註四) 他は、かゝる行爲が州の面目を蹂躪し、所謂州の主權を篡奪するに等しいとの故を以つてした。されど、ハミルトンは此等の反対に對しては些の考慮をも費さず、飽くまで彼の政策の貫徹を目的とした。(註五) 卽ち、彼は債務を利附公債に變更し、償還未済の證券に對しては、額面の全額を以つて支拂ふべしとの議會の保證を與へんとする、公債に關する議案の通過を計つた。其等の證券は戰爭中軍隊に物資の供給をなしたり、或は、軍務に從事したるものに對して現金に換えて、渡されたるものであつたが、既に此時に至る迄に、彼等の多數は必要に迫られたるためと、且つは、政府に對する信用を失ひしたためにて、證券を賣拂つてゐた。それ故彼のこの政策は、これによつて利するものは、元の兵士達にはあらず投機者達であるとて、反対を受けたけれども、彼は此際中央政府の威信を高め、元の兵士達をして、政府に對する信賴を喚起せしめんがためには、是非ともこの政策を實行すべきであると信

じた。更に彼は、新に生ずる利子支拂のために嵩む支出の財源に當てんがために、一七九〇年十二月十三日蒸溜アルコールに對する國內消費稅案と國立銀行創立案とを議會に提出した。何れも特に後者は、激烈なる反對を惹起したが遂に議會通過し、前者は一七九一年三月二日に、後者は同年二月廿五日に法律として實施さるゝに至つた。以上は普通ハミルトンの四大政策と云はれてゐるものである。(註六)

ハミルトンは總ゆる努力を拂つて、堅固なる中央政府の成立に盡瘁した、彼は政府の權力强大なれば、人民は自ら服從するものと考へ、それがためには活氣横溢せる國家の制度、組織、權力、秩序、を最も必要と感じた。右に擧げた彼の四大政策も、畢竟するに、彼のこの目的を達成するための手段に過ぎなかつた。州債を國債に合併するが如き事は一見極めて平凡なる事柄に似たれども、所謂州主權の存在するありて、諸州相互の偏見甚だしかりし當時に在つては、容易ならざる果斷の行爲であつた。多くの史家は、彼に籍すに『財政の天才』

の名を以つてするが、正に當を得たものと云はねばなるまい。

ハミルトンの集權的政策は、幸にして、ジェファーソンが佛蘭西より歸朝して間もなく、國內の事情に疎かりしために成就したのであつた。州債引受問題に關して後にジェファーソンは、彼がハミルトンのために騙されたとさえ云つてゐる。事實ジエファーソンの分權主義が、ハミルトンの集權主義と兩立する筈はなかつた。この全く相背馳する兩主義の二人が、初代大統領の内閣に參列したことは、全くの奇縁であつた。否奇縁といふよりは、寧ろ國內の總ゆる勢力を一所に結合して各自の協力を俟たうと欲したワシントン自らの計劃であつて、彼は結局美しい幻想の犠牲となつてしまつたと云はれてゐる。(註七) 或る著者は、ハミルトンは卓絶した實行家であり、ジェファーソンは夢を夢見る理想家であると評してゐる。獨立して間もない合衆國にとつて、先づ必要な人物は實行家たるハミルトンであつた。事實ジエファーソンは國務卿として、最初の程は、何等なすべきこと

とを有してゐなかつたと云つてもよい。茲に余は先、兩者の人物に就いて、略述するの必要を生じた。

ハミルトンは一七五七年一月十一日西印度諸島中の小島ネヴィス (Navis) に產れ、父はスコットランド人の商人で、母は佛蘭西人でユーラグノー教徒であつた。彼は一七七二年十五歳の時、紐育に送られてキングス (現今之コロムビア) カレッジに入學した。然しながら、彼が紐育に赴く以前の三年間を、或る商人の帳場で過したといふ事實を見れば、彼は決して豊かな家に產れたものでないことが察せられる。彼は全く獨歩で自己を開拓して行つた。それにも拘らず彼は生れつきの貴族主義者であつたが、ヴァージニア州の貴族的な家庭に育つたジェファーソンは生れ乍らの平民主義者であつた。彼は一七四三年四月二日 モンティセロ (Monticello) に近いシャドウェル (Shadwell) に產れた。前者は世間的で華かな、且つ先見の明に富み、傲慢な人物であつて、後者は隠遁的で研究心に富み、哲學的で且つ獨創的な人物であつた。ハミ

ルトンは決して民衆的政治家ではなかつた。何故なれば、彼は民衆に對しては非常に冷淡であつて民衆の心を握むことが出來なかつたからである。

されど、ハミルトンは民衆の首領の首領たるには充分の資格を有してゐた。彼の人格的魅力によつて、彼は常に小數ではあつたが頗る忠實なる部下を、惹きつけて置くことが出來た。(註八) この兩者は共に熱烈なる愛國者であることに於ては、何等の差別を有してゐなかつた。然しながら、彼等は自由といふものの解釋に於て、意見の軒輊を有してゐた。ジェファーソンは、合衆國の國民がよく自治政治に堪え得るものと確信してゐたために彼は彼等に許容すべき自由に對して、何等の拘束を加ふるの必要を認めなかつた。(註九) 然るにハミルトンは無制限なる自由は、必ず無秩序の結果を生むものと信じてゐたために、彼は自由を與ふるに先立ちて、先づ秩序の確立を希望したのである、この點に兩者の一つは理想家であり、一つは實際家であつた好例を見るのである。とは云へ、後に叙ぶるが如く、この兩者の相反する主義は却

つて、合衆國にとつて都合よく働いた様である。何故なれば、最初に勝を制したハミルトンの統一主義によつて、合衆國は確固不拔の國家的基礎の上に立ち、後にジェファーソンの自由主義によつて、今日あるが如き民主的國家の發育を助けたからである。即ち、ハミルトンの一派たる聯邦主義者が、有力なる地位に在つた十二年間に、彼等は新しく制定せられたる、憲法の設計圖と説明書とに従つて、國民の住家を造り上げて、これをジェファーソン一派の民主主義者に譲り渡し、後者の一族は其後、僅か許りの改造と修理を施したるのみで、南北戦争に至る迄の六十年間、之に住みつゝけて來たのである。(註一〇)

かの佛蘭西大革命が勃發して、全世界を衝動せしめた當時、既にアメリカの政界には、二つの相反する潮流が歴然として現はれてゐた。云ふ迄もなく、一つはアレキサンダー・ハミルトンを中心となせる所謂聯邦主義者一味であつて、他はトーマス・ジェファーソンを中心となせる、共和主義者の一派であつた。然しながら、この二個の政治

的傾向は未だ完全なる政黨の形態を具えてゐたのではなかつた。佛蘭西革命が彼等に及ぼした影響は、頗る大きなものであつた。フランス人の無秩序と無節度とに對して、非常なる危惧の念を抱いたものは、ハミルトンであつた。而して、フランス人の自由のための爭鬭に對して、深甚の同情を寄せたものは、ジェファーソンであつた。彼等はこの史上に稀れる大事件より受けた衝動によつて、益々彼等の主義を固執するに至つた。ジェファーソンは、この當時政友に書き送つた書簡の一節に、「自由の樹は、屢々、愛國者と暴君との血によつて、甦へらねばならぬ。こは自由の樹にとつて、自然の肥料である」と、叙べてゐる。實に彼は熱烈なる佛蘭西の渴仰者であつた。時人は、兎もすれば英國の王制に學ばんとし勝ちな聯邦派と對照して、一つを「フランスス黨」と呼び、他を「イギリス黨」と呼びなした。(註一一)一七九三年に勃發した英佛戰爭に際しても、兩派は互にその向背を異にしたが、幸にワシントンの賢明なる處置によつて、合衆國をして、歐洲の戰渦に巻込まれ

しめないで終つた。然しながら、ワシントンの中立宣言は、民主黨の新聞紙から猛烈な攻撃を受け此等の新聞紙は終に、ワシントンの人身攻撃までも敢てした。又この時、フヒラ・デル・ヒアに數萬の國民が集つて、ワシントンに辭職を強請するか左もなくば、フランスに味方せしむるかの舉に出やうと決議したとも云はれてゐる。

一七九四年の初め國務卿を辭し、モンティセロに隠退してゐた當時のジェファーソンは、まさに失意の人であつた。然しながら、再び彼の奮起を促したもののは、ジョン・ジェイ條約に先立つて起つた、英國との葛藤であつた。ジェファーソンが、漸くにして、政治團體と名付け得るものとの首領となつたのも此時であつた。然も、彼が率ひた政治團體は薄弱なる基礎の上に立ち、その人員も亦、最初極めて、小數ではあつたが、その中には政界の大立物が少からずゐた。例へば、ジェファーソンに次いで大統領になつた、マチソンとモンローとを始めとして、其他後になつて、中央政府並びに州政府に於て、顯要なる地位に就いた者があまたゐた。とは云へ、最

エー條約は甚く佛蘭西の感情を害し、更に當時駐佛大使として巴里に在つた共和黨のモンローを召還して、聯邦黨のピンクネーを任命したことは、一層佛蘭西の悪感を増加し、佛蘭西政府はピンクネーを大使として迎へることを拒絶してしまつた。佛蘭西のこの非禮なる處置に對して怒れる合衆國議會は、佛蘭西との戰爭に備えるために、アダムスの提案に基いて、軍備法案と軍事費とを可決した。この間に於てアダムスは特使として、ジョン・マーシャル、エールブリッジ・グリー、チャールス・コートスウォルズ・ピンクネー、の三名を任命した。この三名の特使に對する佛蘭西政府の要求は、アメリカ全國の非常なる憤怒を購つた。(註一五) 戰争の危機は、將に目睫の間に迫り、アメリカの全國民は、擧げて戰争を主唱し、事實アメリカの商船は、佛蘭西軍艦のために撃捕せられさえした。此時に當つて、ワシントンは新に組織さるべき軍隊の總司令官に任せられ、彼は絕對に必要のない限り戰線に立たざることと、陸軍少將にハミルトン、ノックス、ピンクネーの三名を任命すべきことを

この三名中ハミルトンを先任少將とするにあつたが、彼を好みアダムスは寧ろノックスを先任少將たらしめやうと欲した。然し彼のこの希望は、八年の秋も過ぎて、未だ國內の戰爭熱が衰えないにも拘らず、アダムスは何等黨の幹部に謀ることなく、突然、ウイリアム・ヴァン・ミュレー、オリヴァー・エルスウォース、並びにデービーの三名を駐佛特使に任命した。大統領のこの獨斷的なる行爲は、勿論佛蘭西に戦意のないことを悟つたのに依るけれども、ハミルトンが先任少將として戰功を顯すことを、嫌つたのにも由ると見做されても、ハミルトンが先任少將として戰功を顯すことを、嫌つたのにも由ると見做されてゐる。確に、この大統領アダムスの行爲は、二つの偉大なる結果を産んだ。即ち、彼は以後一世紀間に亘る佛蘭西との平和を贏ち得たけれども、聯邦黨の勢力を、全然失墜せしめてしまつた。

更に民心の離反を助けた聯邦黨の失政の中に數えらるべきものとしては、土地、奴隸、並びに家屋に賦課したる惡稅があつた。即ち、十二歲乃至

五十歳の奴隸を有するものは、一名につき年五十仙の納稅義務を有し、土地家屋に對しては、各々その價格に應する租稅を、支拂はねばならなかつた。而して、家屋の價格は、その家屋の有する窓の數によつて決定された。此等の特殊な課稅は、非常なる不人望に陥り、土地や奴隸や家屋を所有してゐる多數聯邦黨員の、離叛を惹起してしまつた。更にまた、一七九八年の六七月中に聯邦黨は三個の法律を通過した。その一は歸化法であつて、從來合衆國に歸化するには、四年の在住期間を必要としたが、此法律はその期間を十四年に延長することとなつた。その二は六月廿五日に議會を通過したる、外國人取締法であつてこの法律は大統領に對して、彼が危險人物とらんだ外國人は、裁判も行はずして國外に追放するの權能を附與した。その三は七月十四日に議會を通過したる、反人取締法であつて、此法律は、政府を誹謗するやうな文言を、印刷に附し、又はこれを頒布したる者に對して、懲役又は罰金刑を課することを規

定した。聯邦黨が、此等の法律を通過せしめたのは、當時合衆國內に多數の外國人が亡命して居り、彼等の殆ど全部が過激な思想を有し、或は言論に極端なる自由主義の宣傳を行つて、國民と政府との間を離反させやうと努力してゐたのに對する防禦手段であつたのみならず、國內の反聯邦派の言論を抑壓する目的をも有してゐた。此等の聯邦黨の採つた非常手段に對する共和黨の攻撃は、頗る猛烈を極めた。謀反人取締法の最初の犠牲になつたものは、熱心な共和黨員マッシュー・リヨンであった。(註一六) 彼は政府を攻撃したる公開狀を、ヴァモント紙に掲載したために、壹千弗の科料ミルトンが聯邦黨のために共和黨の新聞紙を買收せんとしつゝあるとて、彼を非難したために、同様な處刑を受けた。

外國人取締法並びに謀反人取締法に對する攻撃

の火の手は、先づ一七九八年の末にケンタッキー（十一月）ヴァージニア（十二月）兩州の議會によつて揚げられた。兩州の議會が通過した、所謂ケンタッキー州の決議及びヴァージニア州の決議の主眼とする所は、國會が兩取締法を通過したのは甚しい越權であるとし、且つ、中央政府は諸州の契約によつて成立し、或る一定の權力が此に附與されるが、殘餘のあらゆる權力は各州によつて保持されてゐる故、中央政府が越權を行使した場合、その行爲は無効であるといふにあつた。ケンタッキー州の決議は、ジェファーソンが起草したもので、ヴァージニア州の決議は、マジソンが起草したものであつた。（註一七）其れ故、この兩決議は或る意味に於て、共和黨の宣言とも見られる。

此の兩決議は全國を通じて非常なる人氣を以つて迎へられ、反對黨の非難攻撃を受けしにも拘らず、國民をして兩取締法を通過したる政府の行爲が、越權なることを悟らしむるに成功した。今や聯邦黨は來るべき一八〇〇年の大統領選舉に於て、國民の最後の審判の前に立たなければならなくな

つた。同黨は家屋稅奴隸稅によつて、有產階級の怒を買ひ、歸化法によつて、外國生れの市民の怒を買ひ、兩取締法によつて自由の渴仰者の怒を買ふこととなつた。然も、アダムスはワシントンの閣員をそのまま、承け継いだために、美事な失敗を濱じてしまつた。閣員の全部が、ハミルトンの味方であつて、彼に對して何等の尊敬も服従も拂つてゐなかつたために、彼が閣員に謀らずしてヴァンミューレー等の特使を、佛蘭西に派遣するや、彼等は公然大統領に反抗の態度を示した。於茲大統領は彼等を被免しジョン・マーシャルを國務卿に、サムエル・デッキスターを陸軍卿に任じた。

かゝる事情の裡に一八〇〇年の選舉は切迫して來た。ハミルトンは、アダムスが大統領候補者として不適當なることを記した、小冊子を頒布して、アダムスに對する人望を傷けやうとしたが、獨立戦争中に於ける彼の努力と、眞面目さと、忠實とは依然彼をして、聯邦黨中第一の人氣者たらしめた。それ故、共和黨に對抗して勝を制せんとすれば、結局、ハミルトンは嫌惡措く能はざるアダムスを、戰線

に送つて之を援助するより、他に道がなかつた。大統領選舉に際して、聯邦黨がかゝるジレムマに陥つてゐたことは、同黨にひつて大打撃であつた。

光明の絶頂より暗黒の奈落へ轉落してしまつた聯邦黨の運命も、悲惨ではあるが、然し、合衆國聯邦の確固不拔の基礎を築くべき、偉大なる任務を成就した後の自然の運命と思へば、また止むを得ない次第である。

一八〇〇年の選舉には非常なる紛糾を重ねたる後、遂に共和黨の候補者ジョファーソンとアーロン・ブル（Aaron Burr）とが當選した。（註一）これ共和黨發展の第一歩であつた。爾後共和黨の勢力は聯邦黨の勢力に反比例して次第に旺盛に赴き、幾多の人材を輩出したが、不幸なる聯邦黨はジョファーソンの慘ましい最後（註一九）と、アダムスの隠遁との後には、有爲の人材を失ひて、次第にその影は薄らぎ、遂に一八一五年より一八二〇年に至る間に消滅し、共和黨——或は之を民主主義共和黨（Democratic Republican Party）とも稱した——は、その長い生涯の第一歩を踏み出すこと

になつた。斯くて一八〇〇年以後の時代は、米國政黨史上に於ける第二期、即ち、發展時代を劃することとなるのである。

註一 英國のアメリカ殖民地に對する搾取政府が如何に苛歎誅求を極めたか、その一端は一六五一年以後に英國々會を通過した船海條令の適用や、一七三三年に議會を通過した砂糖條令や英佛戰爭後に英國が殖民地に對して、重稅を課したことや、一七六年に成立した印紙條令によつて、窺知することが出来る。アメリカ殖民地の獨立は將にかゝる壓迫によつて、その實現の歩を進めたのである。

註二 James Bryce:—American Commonwealth. Vol. II. pp3—4.

註三 ベンシルヴァニア州に於ける反対は旺盛であつたが、同州の有力者たるフランクリン並びにウイルソン（共に同州の代表者として憲法協議會に參列した）の説服によつて四十六票對廿三票の差を以つて批准案を可決した。而して修正を要求する條件附にて批准を可結したものはマサチウセッタ並に北カロライナの兩州であつた。Judson S. Landon:— The constitutional history & government of the United States. PP. 111—113.

註四 ハミルトンの合併政策を歡迎した諸州はマサチウセッタ、コネチカット、南カロライナを筆頭とし之に反して西部の土地を賣却して州債を殆ど悉く償還してしまつたヴァージニア州是最も猛烈に反対を唱えた。議會内外の投機者階級は之を非常に歡迎しあらゆる方法を以つて債券を買收した。それ故ハミルト

の政策が此種の資本家を多數有するニカ・イングラム等に於て歓迎されたことは當然であつた。

註五 同前「三四頁註」

註六 尚ヘルムトの財政政策の詳細に關しては Bassett.—

The federalist system. PP. 27—41. 参照せられた。

註七 von Holst.— Constitutional history of the United States.

Vol. 1. PP. 80.

註八 Channing.— History of the United States. Vol. 4 PP.

179.

註九 個人の権利を尊重せらるアーチャーの政治的自由主義  
セベーカー、アーヴィング等の思想と相似だつたがゆふといふ。  
Winsor's History of America. Vol. 2. PP. 268 Notes. 1.

註10 Judson S. Landon.— The constitutional history &  
government of the United states.

註11 Channing.— History of the United States. PP. 164.

註11 今日タルントの自由の守護尊の如く米國人から殆ど  
偶像的崇拜を受けてゐるのを見れば彼が大統領在任の當時米國  
に王國を築かんとするものであるさて猛烈なる攻撃を受けて居  
らうとは何人も容易に想像し能はぬ所である。事實タルント  
の行爲には貴族的臭味が多量にあつた。彼が大統領就任式を出  
来るだけ崇厳且つ華美に舉行した。彼が或る規定されたる  
公式の場合を除いては決して人を訪問せず人からも訪問を受け  
なかつた。彼が首府の街上を栗毛の四頭立の馬車を驅つた  
と彼が王者の行列にも似たる仰々しい國內旅行を三度も行つた

ことなれば貴族主義者として誇を免れ得ぬ點であつた。

註13 その選舉に於て共和黨の候補者ジョンソンの勢力  
は極めて優勢であつて彼とアダムスとは殆ど互角の形勢を守つ  
てゐたが萬一彼が大統領に當選した場合彼は必ずジョンソン條  
約を廢棄し延いては英國との戰争を惹起するに相違なきを慮つ  
て多數の選舉民はアダムスに投票したのである。

註14 一七八八年に行はれたる最初の大統領選舉に際して聯  
邦黨の領袖たるヤシソンやモリッセスやハミルトン等は大統領  
が南部出身なる場合副大統領は北部の出身たるべきであるとの  
意見に基いてアダムスを副大統領の候補者として推薦した。然  
るにアダムス自身は大統領たらんとする野心を藏してゐた。其  
れ故彼はハミルトンが彼の得票をワシントンの得票以下たらし  
めやうとする陰密の努力を知つてハミルトンに對して非常なる  
懸念を抱へて至つた。

註15 Elson.— History of the United States. PP. 364—365

註16 ティンカーリー、ハサウエイ、タルント州選出の下院議員であつ  
て幼少の頃アイランズから移住して來たものであつた。彼は  
獨立戰爭に際して奉公を盡し莫大なる資産を獲得した。彼は一  
味のグリスヴァード共に於ける鉛々たる鬱士であつた  
註17 Bassett.— The Federalist System. PP. 296—299.

註18 Von Holst.— Constitutional History of the United  
States Vol pp. 11.

註19 ヘルムトはアーロン・ブルのためて政治上の怨を  
購ひ決闘を申込めて遂に一八〇四年七月一日ブルの一彈  
を蒙つて翌日長逝してしまつた。